

ア行

- インターセックス

先天的に身体上の性別が不明瞭であることをいい、こうした人々も性的マイノリティに含まれます。(医学的には性分化疾患に分類されています。)

- HIV

ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)の略で、1983(昭和 58)年に発見されました。HIV は感染力の弱いウイルスであり、HIV 感染者の唾液や汗、尿を介しては感染しませんが、血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染します。HIV 感

染による免疫力の低下は、緩慢に進行し、いわゆるエイズ(後天性免疫不全症候群、AIDS:(Acquired Immune Deficiency Syndrome)の発症までには 10 年以上かかると言われます。

- SNS

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービスのこと。

- NPO

非営利組織(Non - Profit Organization)の略語。

株式会社や有限会社などと違い、営利を目的としない団体です。現在、日本では、市民が主体となって社会貢献活動を行っている団体を指してNPOと呼ぶことが多いようです。平成 10(1998)年に、「特定非営利活動促進法」(通称「NPO 法」)が施行され、この法律に基づいて法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人(NPO 法人)と呼ばれています。

カ行

- カウンセリング

専門的訓練を受けて、助力としての資質と能力を備えた専門家(カウンセラー)が、適応上の問題や課題の解決を必要としている人(クライアント)と面接し、主に、言語的手段によって問題の解決を援助する過程と定義されています。

- 国連人権高等弁務官

世界人権会議(世界人権宣言 45 周年を契機に、1993(平成 5)年に国連がウィーンで開催した会議)の勧告を受け、1994(平成 6)年に設置しました。スイスのジュネーブに事務所を置き、人権問題の総合的な調整を任務としています。

- 実態的差別

1965(昭和 40)年に出された「同和对策審議会答申」のなかで、「心理的差別」と区別して用いられた用語であり、「実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化である」と述べられています。

- 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989(平成元)年 11 月の国連総会で採択され、翌 1990(平成 2)年に発効した条約で、日本は 1994(平成 6)年に批准しています。前文と本文 54 条からなり、すべての子どもたちを人権の主人公として尊重し、独立した人格を持つ権利主体として人権を保障するとともに、子どもは心身が発達途上にあることから、特別に保護し、発達を支援する必要があることを基本に、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の 4 つの権利が定められています。

- 人権という普遍的文化

「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画において、「人権という理念が人々の間に普及・定着し、お互いの存在や尊厳を認めることが、当たり前になっている社会の在り方」と定義されています。

- 心理的差別

1965(昭和 40)年に出された「同和对策審議会答申」のなかで、「実態的差別」と区別して用いられた用語であり、「心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。

たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である」と述べられています。

- ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はその感情が満たされなかったことによる恨みの感情を満たす目的で、特定の者やその配偶者・親族などに対し、つきまといや面会・交際の強要、名誉を傷つけるような行為を繰り返し行うこと。

- 性的指向

性欲や恋愛の方向を表す概念で、自分にとっての異性に向けられている場合は異性愛者、自分にとっての同性に向けられている場合は同性愛者、男女両方に向けられている場合は両性愛者、性別を問わない場合は全性愛者、いかなる性別をも性的対象としない場合は無性愛者と表現されます。性的指向と性自認は次元の異なる概念であり、性同一性障害者においても性的指向は人によって様々です。

- 性的マイノリティ

異性愛(ヘテロセクシャル)が規範であるという考え方から外れていて、性をめぐって社会的に差別されるおそれのある人々の総称。

- 性同一性障害

生物学的な性「からだの性」と性の自己認識「こころの性」が一致しない状態のことです。性同一性障害のある人々は、自分の「こころの性」と「からだの性」が一致しないことにより社会生活に支障が起っています。このため、診断・治療を受け、性別適合手術、さらに戸籍上の性別の変更に関及する人もいますし、そうでない人もいます。

- 成年後見制度

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約を結んだり、同意を与えたり、取り消したりする法定後見制度に加え、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が欠如した場合に備えて、あらかじめ、自らが選んだ代理人(任意後見人)に養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約を公正証書で結んでおくというものです。

- 世界人権宣言

1948(昭和23)年12月国連総会において採択された国際的な人権宣言で、市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。

なお、採択された12月10日は「世界人権デー」とされ、我が国では12月10日までの1週間を「人権週間」とし、本県においては12月10日までの1か月間を「差別をなくする強調月間」として人権啓発を集中的に実施しています。

- セクシュアルハラスメント

性的嫌がらせ。労働の場では、性的な言動に対する労働者の対応により、降格、減給など労働条件に不利益を受ける「対価型セクシュアルハラスメント」、性的な言動によって就業環境を害される(不必要に体を触る、性的な噂の流布、人目に触れる場所へのわいせつなポスター等の啓示など)「環境型セクシュアルハラスメント」の2種類に分類されます。

セクシュアルハラスメントの中には単なる嫌がらせに止まらず、心身に支障を及ぼしたり、職場環境を悪化させて働く意欲を低下させたり、最悪の場合には労働者側が退職に追い込まれるといった深刻なケースも見受けられます。

夕行

- 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(出典「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年3月 総務省)

- 同和対策事業特別措置法

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969(昭和44)年に制定された10年間の時限立法です。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定し、生活環境の改善等、同和問題の解決のために積極的に取り組みました。

- 特定失踪者

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者のこと。民間団体の特定失踪者問題調査会が調査・公表しているもので、271人の情報が公開されています。

- 同性愛、両性愛

性愛の対象が同性に向かうことを同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かうことを両性愛(バイセクシュアル)といいます。

同性愛者、両性愛者の人々は少数派であるために正常と思われず、根強い偏見と差別から、社会生活の様々な面で人権に関わる問題が発生しています。かつては、同性愛を治療対象となる「障害」としていたWHO(世界保健機関)は、1990(平成2)年にこれを削除し、「障害」ではないとしました。1995(平成7)年、日本精神神経学会も同様の基準を採用しました。

- ドメスティックバイオレンス(DV)

一般的には、夫や恋人・パートナーなど「親密な」関係にある男性から女性に対して振られる暴力といった意味で使われています。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、話しかけても無視するといった「精神的暴力」、嫌がっているのに性行為を強要する「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」など様々な暴力があります。また、これらが重なり合って起こることが少なくありません。

2001(平成13)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が公布、施行され、2004(平成16)年には、元配偶者による暴力や精神的、性的暴力まで対象が拡大されるとともに、被害者の子への接近禁止命令制度の創設や退去命令の期間を2か月に延長することなどを柱とした改正法が成立しました。

さらに、2008(平成20)年には、生命等に対する脅迫も保護命令の対象となったほか、電話等の禁止、親族等への接近禁止が制定されるなど、保護命令制度が拡充されました。

ナ行

- ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきで、共に生きる社会がノーマルな社会であるとの考え方です。

ハ行

- パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。2012(平成24)年、厚生労働省の専門会議が、初めてパワーハラスメントについて定義し、報告書をまとめました。報告書は、上司からのいじめだけでなく、同僚や部下からのいじめや嫌がらせも「職場のパワーハラスメント(パワハラ)」と定義すべきだとしています。

- ハンセン病

ハンセン病は、感染力の極めて弱い「らい菌」によって引き起こされる慢性の細菌感染症で、「らい」と呼ばれ遺伝病のように考えられていた時代もありました。明治6(1873)年にらい菌を発見したノルウェーのアルマウェル・ハンセン医師の名前をとり、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。かつては、感染によって手足等の末梢神経の麻痺や皮膚にさまざまな症状が起こり、病気が進むと顔や手足に後遺症が残ることから、不治の病と恐れられましたが、昭和18(1943)年に「プロミン」という治療薬がこの病気によく効くことが報告されて以来、完全に治る病気となりました。現在は、いくつか薬を組み合わせる多剤併用療法(MDT)がとられています。

- ふれあいセンター(隣保館)

同和地区およびその周辺地域の住民を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センター(コミュニティセンター)。

ふれあいセンターは、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉等に関する総合的な事業及び国民的課題としての人権問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的としています。

う 行

- らい予防法

国は、1907(明治40)年に「癩^{らい}予防二関する件」という法律を制定して「浮浪^{らい}」の患者を療養所に入れ一般者社会から隔離しました。1931(昭和6)年には新たに「癩^{らい}予防法」が制定され、全国各地に国立療養所を設けて、全てのハンセン病患者を強制的に隔離しようとする政策がとられ、1953(昭和28)年には「らい予防法」が施行され、この政策はおよそ90年間存続し続けました。

有効な治療薬が開発されてからは、強制隔離するほどの特別な病気ではなくなりましたが、見直しが大きく遅れたことが結果として社会の偏見・差別を助長し、患者やその家族の方々に、はかり知れない苦難と苦痛を与えました。

1996(平成8)年「らい予防法」は廃止され、同時に療養所に入所されている方々の医療、福祉及び生活の維持を目的とした「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されています。

- リハビリテーション

身体障がい者や精神神経障がい者、事故や病気による後遺症をもつ人などに、最大限の機能回復と社会生活への復帰を目指して行われる総合的な治療と訓練のこと。リハビリともいいます。